

# すくすく保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設等の概要

(ア) 事業所の種別	事業所内保育事業
(イ) 運営法人の名称	社会福祉法人 みかり会 (医療法人社団うしお会より運営受託)
(ウ) 施設の名称	すくすく保育園
(エ) 施設の所在地	南あわじ市ハ木寺内 1152-1
(オ) 施設の電話番号、FAX番号	0799-43-2139 FAX0799-36-2138
(カ) 施設の管理者の職名及び氏名	園長 中原 敦子
(キ) 認可日	平成27年4月1日
(ク) 確認日	平成27年4月1日

## 2 教育・保育等の内容、施設の詳細

(ア) 施設の開所時間	午前7時30分～午後6時30分 ※土曜日は7時30分～午後6時
(イ) 事業所の利用定員	19人
(ウ) 保育の理念、方針、目標	<p>① 教育・保育の理念 『人としての素地を培う』</p> <p>② 教育・保育の方針 『養護の方針～アットホームな“戻間の家庭”』 『教育の方針～感知融合（総合的人間力を培う）』</p> <p>③ 教育・保育の目標</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 養護の目標<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 戻間の家庭をめざす</li><li>(2) 保護者との共育</li></ol></li><li>2. 教育の目標<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 創造力を培う</li><li>(2) 論理的思考力を培う</li><li>(3) 人らしく生きる素地を培う</li><li>(4) 関わる力を培う</li><li>(5) 自立性を高める</li></ol></li></ol>

\* 尚、詳細については「教育・保育のしおり」をご参照ください。

(工) 保育の内容

「保育所保育指針」に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育地域型保育を提供します。

(才) 時間外保育について

延長保育は実施していません。諸事情でやむなく時間外になられた場合は別途徴収させていただく事になります。徴収額については掲示していますのでご確認ください。

(力) 食事の提供

- ① 食事は連携施設の調理室で調理を行い、搬入し提供します。
- ② 昼食及び午後のおやつを提供します。(乳児についてはこれに加え午前中に提供)

(キ) その他保育に係る行事等

「えんのしおり」のとおり

(ク) その他保育に係る行事等

「えんのしおり」のとおり)

(ケ) 保育を提供する日

(3号認定こども)

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始、祝祭日を除く。

(コ) 保育を提供する時間

- ① 保育標準時間認定

7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

※土曜日：7時30分から18時00分

- ② 保育短時間認定

8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

(サ) 専有面積、屋外遊戯場面積等

- ① 敷地 面積 174.38m<sup>2</sup>
- ② 建物 鉄筋コンクリート1階建て  
乳児室・ほいく室 1室 33.89 m<sup>2</sup>  
保育室・遊戯室 2室 111.44 m<sup>2</sup>
- ③ 屋外遊戯場 約 110 m<sup>2</sup>

### 3 職員の体制

#### (ア) 職種別の職員の数

① 園 長	常 勤	1人
② 保育士	常 勤	2人
	非常勤	7人

#### (イ) 職員の勤務形態、労働時間

① 正規職員の勤務時間帯

7:30～16:30、8:00～17:00、9:00～18:00 他

#### (ウ) 職員の経験年数

① 園長の経験年数	17年
② 保育の平均経験年数	8年

### 4 連携施設等

#### (ア) 施設名及び事業の種類

幼保連携型認定こども園 松帆南（種類：幼保連携型認定こども園）

#### (イ) 施設の所在地

南あわじ市松帆高屋 192

#### (ウ) 連携内容

- ①保育に関する相談・助言
- ②代替保育の提供
- ③食事の提供に関する支援

### 5 利用料等

#### (ア) 利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額の徴収を行います。

#### (イ) その他の費用

徴収はありません。

#### (ウ) 支払方法

毎月 25 日に請求書と集金袋を配布します。後日、集金袋に入金し保育士に手渡しでお願いします。

\*医療法人うしお会の職員の方は法人の決定額を給料より徴収となります。

### 6 契約の終了

本利用契約は、下記の事由により終了し、甲は教育・保育の提供を終了し、園児は退園となります。

- (ア)3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）
- (イ)支給認定保護者が退園を申し出た場合。
- (ウ)利用継続が不可能であると南あわじ市が認めたとき。

## 7 契約の解除

下記の事由が発生した場合、甲は乙に対し書面により相当の期間を定めた催告をおこない、乙が所定の期間に債務不履行の事実を解消しない場合には、甲は本利用契約を乙の債務不履行により解除することができる。

- (ア)保育料およびその他利用者負担金等を3ヶ月分以上滞納した場合。
- (イ)当園の職員や園児およびその保護者に対して不当な言動があり、甲と乙との間の信頼関係が損なわれたとき。
- (ウ)職員の依頼や指示に乙がしたがわず、甲と乙の信頼関係が損なわれたとき。
- (エ)甲が乙に対し甲の保育理念や方針・目標および方法に対し理解を求めたものの、乙がこれに応じないため、甲乙間の信頼関係が損なわれたとき。
- (オ)その他甲の施設の運営につき、乙が重大な支障を及ぼす行為をしたとき。

## 8 健康診断の実施

- (ア)内科健診  
全園児対象に年2回（5月と11月）に実施します。
- (イ)歯科検診  
全園児対象に年1回（6月）実施します。
- (ウ)身体測定  
毎月、身長・体重の測定を行います。  
結果については ブレイン（連絡帳システム）に記載します。

## 9 要望・苦情・相談の受付

- (ア)相談窓口  
責任者 園長 中原 敦子  
連絡先等 電話 0799-43-2139
- (イ)第三者委員  
南あわじ市社会福祉協議会事務局長  
山口 勇樹（連絡先 電話 090-6550-2344）  
雄岡山福祉会 理事  
総毛 秀子（連絡先 電話 090-6604-0939）

## 10 利用者に対しての保険

- (ア)保険名称 日本スポーツ振興センター災害共済給付
- (イ)保険の内容 死亡 2800万円（半額の場合あり）

障害 44万円～  
負傷 療養に要する費用の4/10（但し、5,000円以上のもの）

## 1.1 非常災害時の対策

(ア) 避難・消火訓練 月1回実施  
(イ) 災害時の避難場所 ハ木病院

## 1.2 災害時（台風・火災・地震・大雨等）への対応

### (ア) 開園時間前の対応

下記の事由が発生した場合、休園となりますので登園しないようにしてください。

①避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）以上が発表され、園が避難情報の対象区域内（土砂災害警戒区域の他、都道府県等が隨時対象区域として指定する場合があります）にあるとき  
②特別警報が発表されているとき。

### (イ) 教育・保育時間中の対応

下記の事由が発生した場合、ご連絡をさせていただきますので、早めにお迎えに来てください。

①警報が発表され、状況の悪化が予想されるとき。  
②避難準備・高齢者避難開始（警戒レベル3）以上が発表され、園が避難情報の対象区域内（土砂災害警戒区域の他、都道府県等が隨時対象区域として指定する場合があります）にあるとき。

### (ウ) 保護者への連絡方法

緊急時は電話・ブレインを使用してご連絡をします。

### (エ) 休園から開園へ移行する要件

→下記の全てが満たされた場合、再度開園をいたします。

- ・園の対象区域に発令されている警報・勧告・指示が全て解除されたとき
- ・施設内の環境に破損があった場合、修繕や改修をおこない、安全と判断したとき
- ・職員体制が整ったとき

## 1.3 守秘義務及び個人情報の取扱に関する事項

(ア) 個人情報保護に対する基本方針及び情報の取り扱いについては、「えんのしおり」のとおりです。

(イ) 園で撮影した写真の取扱い、電話番号の照会などは、別途、個別に確認させていただきます。

(ウ) 園で写真等を撮影された場合、ご自身のお子様以外の方をホームページ、ブログ、SNS等に投稿することを固くお断りいたします。

(エ) 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。